

流山市上下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守等
基本仕様書（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本業務は、流山市上下水道局の経営、財務内容の明確化及び透明性の向上を図り、安定的かつスムーズに公営企業会計システム（以下「システム」という。）の更新を行うことを目的とする。

（適用）

第2条 本仕様書は、流山市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する「流山市上下水道事業公営企業会計システム賃貸借及び保守等」（以下「システム」という。）について、公募型プロポーザルにより受注候補者（以下「受注者」という。）を選定するにあたり、基本的な業務内容を示すものである。なお、契約時の詳細な業務内容は、受注者の技術提案を踏まえ、発注者と受注者が協議により決定する。

（システムの概要）

第3条 システムの概要については、次のとおりとする。

（1）システムの内容

ア 導入の内容

- （ア）パッケージソフトウェアの導入
- （イ）サーバ及び周辺機器の設置
- （ウ）データ移行
- （エ）マニュアル等の納品
- （オ）その他、導入にあたり必要なもの

イ 運用・保守の内容

- （ア）操作研修環境の構築及び操作研修テキスト等の作成並びに職員への指導
- （イ）定期保守
 - ・システム保守

（2）基本事項

システムは上下水道局に設置することとし、現行財務会計システムが担っている会計業務、固定資産管理業務、企業債管理業務、決算統計業務をシステム化及びデータ移行の対象とする。

ア 現行の「地方公営企業法」、「地方公営企業法施行令」、「地方公営企業法施行規則」、「地方公営企業の会計規程（例）について」に基づいたソフトウェアであること。

イ 様々な業務にある程度適応できるように、パラメータの設置により動作を変更する事ができるパッケージソフトウェアであること。

ウ PCクライアント／Webサーバ方式であること。

エ パッケージ利用を基本とするが、導入後も必要に応じてカスタマイズが可能であること。

オ 「資料1 システム機能要件等一覧」の中の要件を全て満たすものであること。
なお、パッケージにない機能についてはカスタマイズにより当該機能を搭載することを必須とする。

カ 「資料2 システム帳票一覧」中、発注者が必要と判断した帳票が全て盛り込まれていること。

キ 迅速かつ的確なサポートと、誠意ある対応が可能であること。

ク サポート要員は、公営企業会計に精通していること。

ケ 5ヶ年分以上のデータを保存でき、いつでも過年度データを参照できること。

コ データ移行は、職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討するとともに、可能な限りリスクの少ない手法により実施し、現行のシステムで保存・管理しているデータを確実に移行すること。

サ システム稼働前後については、職員研修や業務管理及びシステム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。また、稼働後については、直接訪問してのサポートとリモートメンテナンスによるサポートの両方の対応をすること。また、発注者から要請があった場合は、訪問により立会作業を行うこと。

シ 5年目以降の更新時において、データの引き継ぎに係る費用は、受注者が負担するものであること。

(3) 賃貸借及び保守等の期間

受注者による賃貸借及び保守等の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとし、受注者は契約締結の翌日から令和4年3月31日までにシステム運用開始準備を行うものとする。なお、当該準備に要する費用については、受注者の負担により実施するものとする。

ア 成果品納入期限日 令和4年4月1日

イ システム運用開始日

・令和4年度予算編成 令和3年10月1日

・令和4年度予算執行 令和4年4月1日

(令和3年度決算処理については現行システムで対応)

ウ 契約締結予定時期 令和3年7月頃

(4) 納入場所

流山市おおたかの森西一丁目19番地 流山市上下水道局経營業務課

(5) 成果品

受注者が発注者に納める本業務の成果品は、次のとおりとする。

ア ハードウェア及び周辺機器

- ・サーバ及びサーバに関連する周辺機器 一式
- ・落雷による機器損傷を防ぐ装置 一式

イ ソフトウェア

- ・仕様書に基づく製品 一式

ウ マニュアルその他の図書等

- ・操作マニュアル 3部
- ・操作マニュアル（CD-R） 1部
- ・完成図書 1部
- ・完成図書（CD-R） 1部

(6) 賃借料及び保守料等の支払

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの賃借料及び保守料の支払いは、毎月均等払いとし、端数が生じた場合は、最終月に調整するものとする。なお、導入一時経費については、令和4年度に支払うものとする。また、これらの金額は、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めたものとする。

※ただし、保守料については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する。

(本業務の特殊性)

第4条 本業務については、長期継続契約による賃貸借契約とし、以下の費用を含むものとする。

- (1) ソフトウェアの導入に係る全ての費用
- (2) ハードウェアの更新に係る全ての費用
- (3) ソフトウェア保守料
- (4) ハードウェア保守料

(システム及びソフトウェアの詳細)

第5条 システム及びソフトウェアの詳細については、次のとおりとする。

(1) ネットワーク（既設利用）

- ア 既存の情報系 LAN（通信速度 100Mbps）を使用すること。
- イ 他のシステムとの連動も考慮し、ネットワークプロトコルはTCP/IPとすること。

(2) サーバ（新規導入）

- ア OSは原則として Windows Server2016 以上とすること。
- イ 連続安定稼働が可能であること。
- ウ 5年間以上は安定して稼働できるスペックであること。
- エ バックアップ及び再起動スケジュール・運用方法は当市との打合せにより決定した内容を設定すること。

(3) クライアント（既設利用）

- ア 既存のOAパソコン28台を使用する。同時接続できる台数を10台以上で運用できるものであること。
- イ クライアントは Windows 10 に対応していること。
- ウ 稼働クライアントの入れ替えや、クライアントの障害時などにインストール作業を簡潔にする工夫がされていること。また、発注者でも対応ができること。

(4) プリンタ (既設利用)

ア システムにおいて作成される帳票は、既設プリンタから出力できること。

イ 既設プリンタを更新した場合には、速やかに調整等を行い、遅滞なく変更に対応すること。その場合の費用は受注者の負担とする。

(5) その他

ア システムは流山市の設定している環境で動作可能なものとし、クライアント設定・接続等については、あらかじめ流山市総合政策部情報政策・改革改善課と協議すること。

イ データセンター構成については、別途「第8条 データセンターに関する詳細」を参照すること。

(運用保守に関する詳細)

第6条 運用保守の詳細については、次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア システムの訪問保守として、障害対応以外に現地訪問を行うこと。なお、年間の訪問回数は3回程度を想定すること。

イ 営業所等より直接の保守を行える体制を有すること。

ウ 設置したソフトウェアに障害が発生した場合、即座に対応が開始できること。

エ システムの操作方法などの対応窓口として、ヘルプデスク体制があること。

また、対応方法としては、電話・メールによる対応がとれ、システム操作方法の問い合わせには当日中に回答可能なこと。

(2) ソフトウェア

ア システムの運用開始日は、納入場所にて稼働確認及び操作説明を行うこと。

イ システム導入年について、日次・月次・決算・決算書作成の時期などに立ち合い、指導を行うこと。それぞれの導入指導は、業務を行うタイミングに合わせて行うこと。

ウ 導入指導回数は1回3時間程度を目安とし、資料3「導入支援内容」の回数を目安に必要な回数行うこと。具体的なスケジュールは、発注者と受注者が別途協議して決定するものとする。

エ 通常の保守には、情報提供、操作指導、照会対応、不良個所の修復及びバージョンアップを含むものとする。

オ バージョンアップについては、地方公営企業法、関係法令及び会計基準改正時の変更のほか、帳票定義体の微細な修正を含むものとする。

カ クライアントへ各種修正プログラム等を受信した際、システムやソフトウェアに不具合が出た場合の対応を行うこと。

(3) システム稼働までの支援等

ア システム稼働に際しては、職員に対し操作マニュアル等に応じた十分な研修を行うこと。

イ 各システムの稼働時には、正常な動作が確認できるまで、納入場所において受注者が直接対応すること。

ウ 進捗管理を行うため、定期的に発注者と打ち合わせを行うこと。また、打ち合

- わせ終了後、受注者は議事録を作成提出し、確認を受けること。
エ 発注者からの問い合わせに対し、受注者は迅速かつ適切な回答を行うこと。

(データ移行に関する詳細)

第7条 データ移行の詳細については、次のとおりとする。

- (1) データ移行は、現行システム業者から提供されたCSV形式データを全て移行すること。令和4年4月1日より伝票運用を開始するため、データ移行については期限までに令和4年3月31日時点の状態にして移行すること。ただし、令和3年10月1日より令和4年度予算編成を開始するため、①、⑤、⑨、⑩(令和2年度末)のデータについては令和3年9月30日までに移行すること。

移行データ概要(全て約数)

- ① 予算科目及び勘定科目データ
 - ② 債権者データ(件数:約1,050件)
 - ③ 金融機関データ(全国銀行協会の最新データ)
 - ④ 企業債データ(件数:約250件)
 - ⑤ 予算科目及び勘定科目ごとの仕訳パターンデータ
 - ⑥ 固定資産データ(過去の償却明細や除却明細をすべて移行すること。件数:非償却資産データ約90件、償却資産データ約2,950件)
 - ⑦ 予算科目ごとの消費税区分(課税、非課税、不課税)データ
 - ⑧ 未収金・未払金データ(年度末時点での件数:未収約20件、未払約90件)
 - ⑨ 当初予算の要求算出基礎データ(令和3年度)
 - ⑩ 勘定残高(令和2年度末、令和3年度末)
 - ⑪ 提案システムを稼働するために不可欠なマスタの現行システムからのデータ
 - ⑫ その他システム運用に必要なデータ
- (2) データ移行に関しては、現行システム業者との連携を密にして、遺漏のないよう万全を期すること。
- (3) 新システムへのデータ移行が不可能な場合は、手入力により対応すること。
- (4) 新システム稼働上、追加データ構築が発生する場合には、受注者が責任を持つものとする。
- (5) データ変換後の内容については、受注者が責任をもつこと。

(ハードウェアに関する詳細)

第8条 ハードウェア構成及び調達

- (1) 下記の事項に従って、ハードウェアの調達・搬入及び設置を行うこと。(下記に記載する機器スペックは当市が要求する最低限のスペックとする)
- (2) 当市が指定した箇所へコンピュータの搬入及び設置を行い提供すること。(電源管理、バックアップ設定等、当市が求めるシステムの正常・安定稼働にかかわる構成要素のセットアップ作業も含む。)

(3) 納入時に修正パッチやサービスパックがリリースされているものは、システム動作に影響しないものについて全て適用し、最新の状態とすること。システムの動作に影響するものについては当市に報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 今回導入するハードウェアに関して、自作機器及び海外メーカーの機器ではなく、国内メーカーの機器とすること。

① サーバ機器（上下水道事業会計システム用）1台

- ・メモリ : 16GB 以上
- ・ディスク容量 : 300GB×3本 以上 (RAID 5)
- ・CDドライブ : 内臓DVD-ROM
- ・バックアップ : 外付けハードディスク等 (容量を十分確保すること)
- ・無停電電源装置 : 1500VA 以上 (電源ON/OFFスケジュール対応できること。)
- ・その他 : バックアップソフト (システム稼働中もリアルタイムにデータベースのバックアップが可能なこと)、ディスプレイ、キーボード、その他搭載に必要な装置

② ソフトウェア（上下水道事業会計システム以外のミドルウェア）

- ・データベースソフト : システム稼働に必要となる数量 (メーカーのライセンス規約に遵守すること)
- ・ウイルスソフト : メーカーのライセンス規約に遵守すること
- ・その他 : 他、システムの稼働上で必要となるソフトウェアを含むこと

③ その他

- ・システムを稼働する上で必要と見込まれるものを用意すること。

(特記事項)

第9条 特記事項については、次のとおりとする。

- (1) 受注者はISO 9001の認証及びプライバシーマークを取得していること。
- (2) 提案する公営企業会計システムは、自社製品のパッケージソフトであること。

(その他)

第10条 その他の事項については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、本仕様書の記載事項を遵守しなければならない。ただし、新たな機器の開発及びソフトウェア技術の開発等の事情により、本仕様を上回るコストパフォーマンスが見込まれるときは、発注者の了解のもと仕様を変更することができるものとする。
- (2) 受注者は、資料4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例などを遵守し、情報の取り扱いには十分注意すること。
- (3) 本仕様様に定めのない要件で疑義が生じた場合には、発注者と受注者により別途協議すること。